

令和元年度

事業者等を対象とした景観の普及啓発検討業務  
(景観プレ・アドバイスの運用支援等)

仕様書

## 仕様書

### 第1 業務名

令和元年度事業者等を対象とした景観の普及啓発検討業務（景観プレ・アドバイスの運用支援等）

### 第2 一般事項

- 1 この仕様書は、札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課で実施する「令和元年度事業者等を対象とした景観の普及啓発検討業務（景観プレ・アドバイスの運用支援等）」の委託に適用する。
- 2 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人材を確保し、最高の技術を発揮するよう、責任ある技術者を備えなければならない。
- 3 受託者は、契約後速やかに、業務着手届及び本業務実施に関する計画書を作成し提出すること。
- 4 成果品及び本業務において作成したイラスト、写真等（以下「成果品等」という。）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。また、成果品等に関する著作人格権は行使できないものとする。
- 5 業務遂行にあたっては、委託者と受託者の連絡を密にして作業を進め、その連絡事項及び打合せ内容について記録すること。
- 6 業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議してこれを処理する。
- 7 業務の履行に関しては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。また、使用する紙類等は極力環境に配慮したものとする。
- 8 委託者が保有する資料で、業務の履行にあたり必要と認められるものについて、受託者は、当該資料の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合において、受託者は、貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。また、受託者は、業務が完了したときは、貸与された資料等について、ただちに返還するものとする。
- 9 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。
- 10 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。
- 11 個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱注意事項」を厳守すること。
- 12 この仕様書に記載のない事項については、受託者は委託者と協議のうえ行うこととし、本業務の主旨を十分踏まえ、また本業務の遂行に支障をきたさないよう協力するものとする。

### 第3 業務の目的

札幌市では、平成29年に改定した札幌市景観計画（以下「新たな景観計画」という。）において、専門家の関与による協議制度\*（以下「景観プレ・アドバイス」という。）を創設し、運用している。

また、令和元年度には、景観プレ・アドバイスの運用開始（平成29年4月）から2年が経過し、一定の運用実績が蓄積されたことから、札幌市景観審議会景観アドバイス部会（以下「部会」という。）の意見を踏まえ、景観プレ・アドバイスの運用改善を図るための検証（以下「改善のための検証」という。）を行っているところである。

そこで、本業務は、景観プレ・アドバイスの運用改善に資するよう、景観プレ・アドバイスの運用支援を行うとともに、改善のための検証を踏まえた整理及び調査を実施することを目的とする。

### 第4 業務期間

契約日から、令和2年3月23日（月）まで

### 第5 業務概要

- 1 景観プレ・アドバイスの運用支援
- 2 新ガイドの作成に向けた整理
- 3 公共施設の景観デザインのコントロールに関する他都市事例の調査

---

\* 建築物の規模が大規模であるなど景観形成上重要な建築物等の計画について、札幌市景観審議会の部会である景観アドバイス部会において当該計画の事業者と部会委員（専門家）との間で意見交換を行い、その結果を踏まえたうえで、当該計画の事業者に対し札幌市がアドバイス（助言）を行うもの。当該制度は、新たな景観計画において「届出・協議による景観誘導」の取組に位置づけられているが、建築計画等を行う事業者等の良好な景観の形成に向けた自発的な取組を支援するものであり、また、景観プレ・アドバイスで得られた知見については、景観プレ・アドバイスの対象となっている計画であるか否かにかかわらず、建築計画等を景観上優れたものとするために参考となるものであることから、「景観形成に関する普及啓発」の取組の一環として、その協議手法や当該知見の情報発信の方法の改善などを検討している。

## 第6 業務内容

### 1 景観プレ・アドバイスの運用支援

#### (1) 目的

景観プレ・アドバイスの運用の円滑化を図るため、その運用支援を行う。

#### (2) 委託事項

令和2年1月中旬に開催予定の部会（2時間程度を予定。以下「第4回部会」という。）に出席するとともに、以下の業務を行う。なお、イの業務については、部会から概ね1週間のうちに、ア及びウの業務については、部会から概ね1ヶ月のうちに、委託者へ成果を提出すること。

ア 会議室内に拡声機器及び録音機器を設置し、部会の審議内容を録音するとともに、当該録音データによる反訳、整文等を行い、議事録（逐語録）を作成する。なお、拡声機器及び録音機器等は受託者が用意すること。

イ 部会における専門家の意見等を整理した資料を作成する。

ウ 部会の結果をまとめ、ホームページ掲載用資料（A3片面2枚程度）を作成する。

### 2 新ガイドの作成に向けた整理

#### (1) 目的

景観プレ・アドバイスの運用改善を図るための検討では、景観プレ・アドバイスの成果を反映したガイドライン等（以下「新ガイド」という。）を作成し、景観プレ・アドバイスの協議等に活用していくことが望ましい旨の議論がなされている。

そこで、新ガイドの作成に向けて、これまでの部会においてどのようなポイントが論点となってきたのかを整理するとともに、これらの論点に対して、札幌市が有する既存の情報を整理する。

#### (2) 委託事項

ア 制度の運用開始から第4回部会までの部会（実施予定を含め10回開催）の議事録等を参照し、これまでの部会においてどのようなポイントが論点となってきたのかを整理する。また、これらの論点に対して部会ではどのようなアドバイス等がなされてきたかについても、併せて整理する。

イ アにより整理したそれぞれの論点に関連する内容が以下の資料に掲載されている場合は、その内容を当該論点に紐付けして整理する。

(ア) 景観計画区域パンフレット

(イ) 色彩景観基準運用指針

(ウ) 公共施設等景観デザインガイドライン

(エ) 歴史を活かした景観まちづくりガイド

ウ ア及びイにより整理した内容をまとめた資料を作成する。(令和2年2月中旬に開催予定の部会(2時間程度を予定。以下「第5回部会」という。)における部会委員への説明資料に使用)

エ 第5回部会に出席するとともに、ウの資料に対する部会委員の意見を踏まえ、必要に応じて当該資料の内容を修正する。(部会における資料の説明等は委託事項に含まない。)

(3) 備考

ア 部会の議事録等については、委託者から貸与する。

イ 上記(2)イに掲げたガイドライン等については委託者から貸与するほか、以下のホームページからダウンロードが可能である。

(ア) 歴史を活かした景観まちづくりガイド以外

<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/guideline/guideline.html>

(イ) 歴史を活かした景観まちづくりガイド

<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/rekimachi/rekimachi.html>

3 公共施設の景観デザインのコントロールに関する他都市事例の調査

(1) 目的

景観プレ・アドバイスでは、民間開発に係る協議に付随して、市有施設の整備に関する意見等がなされている。そこで、市有施設(建築物のほか、道路、河川、公園等を含む。)の整備に係る有効な協議手法等の検討の参考とするため、他都市における公共施設の景観デザインのコントロール手法の事例を調査する。

(2) 委託事項

景観行政団体(政令指定都市、中核市又は特別区である団体のうち、平成31年3月31日時点において景観計画を策定している団体に限る。計89団体。別紙参照)に対し、公共施設の景観デザインのコントロール手法の事例を調査するためのアンケートを実施し、結果を集計・整理する。なお、委託事項には次の内容を含む。

ア 電話等による調査対象景観行政団体へのアンケートの依頼

イ アンケート調査票の作成(内容は、委託者と協議のうえ決定する。)

ウ アンケート調査票の封入・封緘・宛名ラベル貼り(Eメールにより送付する場合は不要)

エ アンケートの送付(郵送及びEメール送信)及び回収

オ 郵便料(往信・返信)の支払い(Eメールにより送付する場合は不要)

カ アンケート回答の集計及び結果を整理した資料の作成

## 第7 成果品

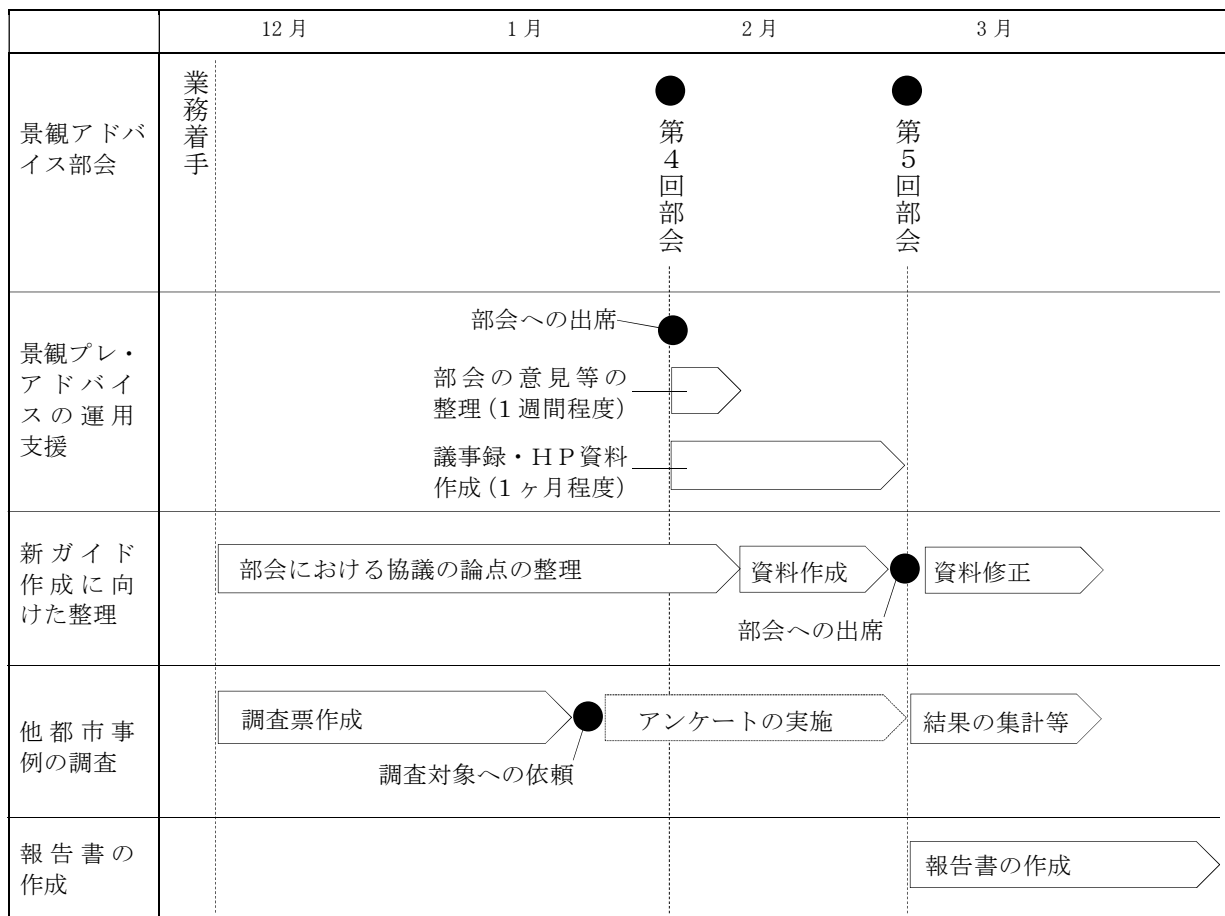
### 1 報告書

- (1) A4版製本：3部（可能な限り古紙再生率100%とすること。）
- (2) 原稿電子データ（Windowsで再生できるCD-ROMに記録）：一式
- (3) その他関連資料等：一式

### 2 第4回部会関係資料（Windowsで再生できるCD-ROMに記録）

- (1) 議事録原稿電子データ及び録音音声データ：一式
- (2) ホームページ掲載用資料電子データ：一式

## 第8 想定スケジュール（参考）



## 別 記 「個人情報取扱注意事項」

### (個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

### (複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

### (目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

### (事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

### (契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

景観法の施行状況(平成31年3月31日時点)

○景観行政団体系数: 737団体 都道府県(45団体) 政令市(20団体) 中核市(54団体) その他の市町村(618団体)

うち

○景観計画策定団体数: 578団体 都道府県(20団体) 政令市(20団体) 中核市(50団体) その他の市町村(488団体)

景観行政団体 (青字下線は景観計画未策定団体)													
都道府県	政令市、中核市		政令市、中核市以外の市区町村										
北海道	札幌市 旭川市	函館市	小樽市 上富良野町	釧路市 清里町	北見市 平取町	当別町 中標津町	黒松内町	長沼町	栗山町	東神楽町	東川町	美瑛町	
青森県	青森市	八戸市	弘前市	黒石市									
岩手県	盛岡市		北上市	遠野市	一関市	陸前高田市	釜石市	奥州市	平泉町	一戸町			
宮城県	仙台市		塩竈市	多賀城市	登米市	<u>大崎市</u>	松島町						
秋田県	秋田市		横手市	北秋田市	仙北市	小坂町	大湯村						
山形県			米沢市	鶴岡市	酒田市	長井市	大江町						
福島県	福島市	<u>郡山市</u>	会津若松市	白河市	喜多方市	南会津町	<u>三春町</u>						
<u>茨城県</u>			水戸市	土浦市	古河市	石岡市	結城市	牛久市	つくば市	守谷市	<u>桜川市</u>	つくばみらい市	
<u>栃木県</u>	宇都宮市		足利市	那須町	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	<u>真岡市</u>	那須塩原市	さくら市	高根沢町
<u>群馬県</u>	前橋市	高崎市	桐生市	草津町	伊勢崎市	太田市	藤岡市	富岡市	下仁田町	甘楽町	中之条町	長野原町	嬬恋村
埼玉県	さいたま市	川越市	熊谷市	秩父市	所沢市	飯能市	飯能市	春日部市	草加市	戸田市	朝霞市	志木市	和光市
<u>千葉県</u>	千葉市	船橋市	<u>鎌倉市</u>	<u>習志野市</u>	市川市	<u>鎌倉市</u>	木更津市	松戸市	<u>野田市</u>	茂原市	成田市	佐倉市	<u>東金市</u>
	柏市		<u>香取市</u>	<u>長柄町</u>	市原市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	君津市	浦安市	袖ヶ浦市	印西市	<u>富里市</u>
			<u>大妻町</u>	<u>御宿町</u>	山武市	大網白里市	酒々井町	<u>芝山町</u>	<u>多古町</u>	<u>東庄町</u>	<u>津沢町</u>	<u>長生村</u>	<u>白子町</u>
東京都	八王子市		港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	立川市	世田谷区
			渋谷区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	江戸川区	立川市	世田谷区
<u>神奈川県</u>	横浜市	川崎市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	三浦市	秦野市	厚木市	大和市	真鶴町
	相模原市	横浜賀市	伊勢原市	海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市	葉山町	大磯町	山北町	箱根町	真鶴町	
<u>新潟県</u>	新潟市		長岡市	柏崎市	新発田市	村上市	上越市	佐渡市	<u>魚沼市</u>	<u>南魚沼市</u>			
<u>富山県</u>	富山市		高岡市	氷見市	砺波市								
石川県	金沢市		七尾市	小松市	輪島市	加賀市	白山市						
<u>福井県</u>			福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市	永平寺町	
<u>山梨県</u>			甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市	西桂町
			上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	<u>南都町</u>	富士川町	道志村	西桂町	
			忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村					
長野県	長野市		松本市	上田市	飯田市	諏訪市	須坂市	小諸市	伊那市	駒ヶ根市	飯山市	茅野市	小布施町
			佐久市	千曲市	安曇野市	下諏訪町	箕輪町	飯島町	南箕輪村	宮田村	高森町	茅野市	小布施町
<u>岐阜県</u>	岐阜市		大垣市	高山市	多治見市	関市	中津川市	美濃市	瑞浪市	羽島市	恵那市	美濃加茂市	関ヶ原町
			土岐市	各務原市	可児市	<u>山県市</u>	<u>瑞穂市</u>	<u>飛騨市</u>	本巣市	郡上市	下呂市	美濃加茂市	関ヶ原町
<u>静岡県</u>	静岡市	浜松市	沼津市	熱海市	三島市	富士宮市	伊東市	島田市	富士市	磐田市	焼津市	掛川市	掛川市
			藤枝市	御殿場市	袋井市	下田市	裾野市	湖西市	伊豆市	伊豆の国市	<u>牧之原市</u>	<u>南伊豆町</u>	
			<u>松崎町</u>	函南町	清水町	長泉町	小山町	川根本町	<u>森町</u>				
<u>愛知県</u>	名古屋	<u>豊橋市</u>	<u>一宮市</u>	瀬戸市	半田市	<u>春日井市</u>	<u>碧南市</u>	<u>蒲郡市</u>	犬山市	常滑市	<u>田原市</u>	みよし市	
	岡崎市	豊田市	<u>長久手市</u>	東浦町									
三重県	津市		四日市市	伊勢市	松阪市	桑名市	鈴鹿市	亀山市	志摩市	伊賀市			
滋賀県	大津市		彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	
京都府	京都市		福知山市	宇治市	宮津市	亀岡市	<u>向日市</u>	長岡京市	南丹市	和束町	<u>南山城村</u>	伊根町	伊根町
大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	吹田市	茨木市	泉佐野市	寝屋川市	箕面市	羽曳野市	藤井寺市	交野市	太子町	太子町
	豊中市	高槻市											
	枚方市	八尾市											
	東大阪市												
<u>兵庫県</u>	神戸市	姫路市	芦屋市	伊丹市	豊岡市	宝塚市	川西市	三田市	丹波篠山市	養父市	朝来市		
	尼崎市	<u>明石市</u>											
	西宮市												
奈良県	奈良市		橿原市	桜井市	生駒市	斑鳩町	明日香村						
和歌山県	和歌山市		田辺市	高野町	有田川町								
鳥取県	鳥取市		米子市	倉吉市	智頭町	<u>三朝町</u>							
<u>島根県</u>	松江市		浜田市	出雲市	益田市	大田市	江津市	奥出雲町	<u>美郷町</u>	津和野町	海士町		
岡山県	岡山市	倉敷市	津山市	高梁市	瀬戸内市	真庭市	早島町	<u>新庄村</u>					
<u>広島県</u>	広島市	呉市	尾道市	三次市	廿日市市								
<u>山口県</u>	下関市		宇部市	山口市	萩市	防府市	下松市	岩国市	光市	長門市	柳井市	<u>美祿市</u>	
			周南市	<u>山陽小野田市</u>									
<u>徳島県</u>			徳島市	<u>小松島市</u>	美馬市	三好市	上勝町	那賀町	<u>つるぎ町</u>	<u>東みよし町</u>			
<u>香川県</u>	高松市		丸亀市	善通寺市	<u>観音寺市</u>	<u>さぬき市</u>	<u>東かがわ市</u>	三豊市	土庄町	<u>小豆島町</u>	<u>三木町</u>	<u>直島町</u>	
			宇多津町	<u>綾川町</u>	琴平町	<u>多度津町</u>	<u>まんのう町</u>						
(愛媛県)	松山市		今治市	宇和島市	八幡浜市	<u>新居浜市</u>	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	
			上島町	<u>久万高原町</u>	<u>松前町</u>	<u>砥部町</u>	内子町	<u>伊方町</u>	松野町	鬼北町	愛南町		
<u>高知県</u>	高知市		四万十市	本山町	中土佐町	橋原町	津野町	四万十町					
福岡県	北九州市	福岡市	大牟田市	柳川市	八女市	行橋市	豊前市	中間市	小郡市	宗像市	太宰府市	古賀市	
	久留米市		福津市	うきは市	<u>糸島市</u>								
<u>佐賀県</u>			佐賀市	唐津市	<u>多久市</u>	武雄市	<u>小城市</u>	嬉野市					
長崎県	長崎市	佐世保市	島原市	東彼杵町	波佐見町	小値賀町	新上五島町	対馬市	杵岐市	五島市	雲仙市	南島原市	
			東彼杵町										
熊本県	熊本市		荒尾市	高森町	西原村	山鹿市	南阿蘇村	宇城市	阿蘇市	天草市	南小国町	小国町	産山村
<u>大分県</u>	大分市		別府市	中津市	日田市	国東市	<u>佐伯市</u>	臼杵市	<u>津久見市</u>	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市
			<u>豊後大野市</u>	由布市	国東市	<u>姫島村</u>	<u>九重町</u>						
(宮崎県)	宮崎市		都城市	延岡市	日向市	小林市	日向市	串間市	西都市	えびの市	<u>三股町</u>	高原町	高原町
			<u>国富町</u>	綾町	高鍋町	新富町	西米良村	<u>木城町</u>	<u>川南町</u>	<u>都農町</u>	門川町	諸塚村	
			椎葉村	<u>美郷町</u>	高千穂町	日之影町	<u>五ヶ瀬町</u>						
<u>鹿児島県</u>	鹿児島市		鹿屋市	<u>枕崎市</u>	<u>阿久根市</u>	出水市	<u>指宿市</u>	<u>西之表市</u>	<u>垂水市</u>	薩摩川内市	<u>日置市</u>	<u>曾於市</u>	
			霧島市	<u>いちき串木野市</u>	<u>南さつま市</u>	志布志市	<u>奄美市</u>	<u>南九州市</u>	<u>伊佐市</u>	<u>姶良市</u>	<u>三島村</u>	<u>さつま町</u>	
			<u>大島町</u>	<u>湧水町</u>	<u>大崎町</u>	<u>東串良町</u>	<u>鶴江町</u>	<u>南大隅町</u>	<u>肝付町</u>	<u>中種子町</u>	<u>南種子町</u>	屋久島町	
			<u>大和村</u>	<u>半嶺村</u>	<u>瀬戸内町</u>	<u>龍郷町</u>	<u>喜界町</u>	<u>徳之島町</u>	<u>天城町</u>	<u>伊仙町</u>	<u>和泊町</u>	<u>知名町</u>	
			<u>与論町</u>										
<u>沖縄県</u>	那覇市		宜野湾市	石垣市	浦添市	名護市	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	宮古島市	南城市	
			<u>国頭村</u>	<u>大宜味村</u>	今帰仁村	本部町	恩納村	宜野座村	伊江村	読谷村	北谷町	北中城村	
			中城村	西原町	与那原町	<u>南風原町</u>	<u>座間味村</u>	渡名喜村	北大東村	伊平屋村	伊是名村	久米島町	
			八重瀬町	竹富町	与那国町								

○愛媛県及び宮崎県は、県内全ての市区町村が景観行政団体に移行済み。